

香取広域市町村圏事務組合議会公印規程

平成19年4月1日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、香取広域市町村圏事務組合の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令で「公印」とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。

(名称・書体等)

第3条 公印の名称、ひな形、寸法、書体、使用範囲及び個数は、別表のとおりとする。

(公印等の管守)

第4条 公印の管守責任者は、事務局長とする。

(公印台帳)

第5条 事務局長は、公印台帳（別記様式）を備えて、すべての公印を登録しなければならない。

(調製、改刻、廃棄)

第6条 公印の調製、改刻、廃棄は、議長の決裁を経て行う。

(使用)

第7条 公印を使用するときは、事務局長に原議書及びその文書を提示して、確認を得なければならない。

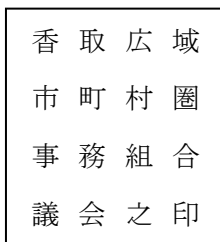
附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

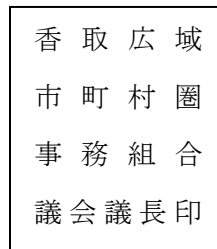
別表（第3条）

| 名称 | ひな形 | 寸法ミリメートル | 使用範囲 | 個数 |
|---------------------|-----|----------|------------------|----|
| 香取広域市町村圏事務組合議会之印 | 1 | 20×20 | 組合議会名をもってする文書 | 1 |
| 香取広域市町村圏事務組合議会議長印 | 2 | 20×20 | 組合議会議長名をもってする文書 | 1 |
| 香取広域市町村圏事務組合議会副議長之印 | 3 | 20×20 | 組合議会副議長名をもってする文書 | 1 |

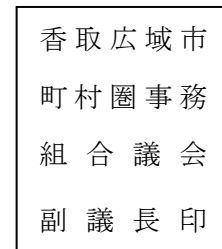
1



2



3



別記様式（第5条）

公 印 台 帳

| 名 称 | | | | 印 影 |
|---------|-------|-----------|---------|-----|
| 管 守 箇 所 | | 管 守 責 任 者 | | |
| 使 用 範 囲 | | | | |
| 書 体 | | 寸 法 | た て よ こ | |
| 使 用 開 始 | 年 月 日 | | | |
| 廃 止 | 年 月 日 | | | |
| 備 考 | | | | |